（整理番号）

罹災証明願

鳥羽市長　宛て

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 世帯主住所 | 鳥羽市 |
| （フリガナ）世帯主氏名 |  |
| 現在の連絡先 | 　 |
| 罹災者の世帯構成員 | 氏　名 | 続柄 | 生年月日 | 氏　名 | 続柄 | 生年月日 |
| 　 | 世帯主 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 | 　 | 　 |

|  |  |
| --- | --- |
| 罹災原因 | 　　　　　　　　年　　　　　　月　　　　　　日の　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　による |

|  |  |
| --- | --- |
| 被災住家※の所在地 | 鳥羽市 |
| 所有関係 | [ ] 持家　[ ] 貸家　[ ] 借家（所有者又は管理者名：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 被害の状況・住家以外の被害 |  |
| 自己判定方式(希望する場合) | ○自己判定方式は、被害の程度が明らかに「半壊に至らない（一部損壊）」に該当する場合に限り、実地調査を行わずに被害箇所を撮影した写真等による確認をもって判定を行うものです。実地調査を行う場合に比べて比較的早く証明書を交付することができます。○申請には被災住家の写真の添付が必要となります。○**自己判定方式で交付できる罹災証明書の被害の程度は「半壊に至らない（一部損壊）」のみ**となり、その結果に同意いただけることが必要です。[ ] 上記の事項に同意の上、自己判定方式を希望します。 |
| 被災者支援のため、市役所や関係機関内で上記情報を共有することがあります。また、被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。　（注意）借家の場合、所有者の同意が必要です。　　　[ ] 上記事項に同意して申請します。　 |

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）